

呉市 第 号
平成 年 月 日

団体名
代表者 様

呉市長 印

呉市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあった呉市防犯カメラ設置補助金については、呉市防犯カメラ設置補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1 補助金の額 _____ 円

2 防犯カメラ設置台数 _____ 台

3 防犯カメラ設置場所

番号	設置場所
1	
2	
3	

4 補助金交付の条件

- (1) 呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守すること。
- (2) 防犯カメラ設置者は、当該防犯カメラを適切に維持管理及び運用し、防犯カメラを廃止するまで、毎年、防犯カメラ管理状況報告書（様式第8号）を提出すること。
- (3) 防犯カメラを設置した後に、防犯カメラの設置場所の変更又は廃止をしようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 防犯カメラを設置後5年以内に廃止する場合は、補助金の全部又は一部の返還に応ずること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その限りでない。
- (5) 前2号の規定に基づき、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更する場合は、責任を持って当該設置場所を原状復旧すること。
- (6) 管理運用責任者又は操作取扱者に変更があった時は、速やかに管理運用責任者及び操作取扱者届出書（様式第6号）を提出すること。

- (7) 防犯カメラの設置工事等を, 次のア又はイのいずれかに該当する者にその全部又は一部を委任し, 又は請け負わせないこと。
- ア 呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- イ 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定により公表が行われている者
- (8) 補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは, 市長の承認を受けること。
- (9) 補助事業を休止し, 又は中止若しくは廃止しようとするときは, 市長の承認を受けること。
- (10) 事業が予定の期間内に完了しないとき, 又はその遂行が困難になったときは, 速やかに報告し, 指示を受けること。

(様式第8号)

平成 年 月 日

呉市長様

団体名 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

防犯カメラ管理状況報告書

平成 年度に呉市防犯カメラ設置補助金によって設置した防犯カメラについて、次のとおり報告します。

管理状況

設置の場所	
設 置 日	平成 年 月 日
事 業 費	円
うち市からの補助金	円
管理運用責任者	
操作取扱者	
機器の状況（故障・修理歴等）	
画像活用状況（画像提供歴等）	

呉市防犯カメラ設置事業実績報告書

平成 年 月 日

呉市長様

団体名 _____

代表者 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた防犯カメラの設置事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 設置台数 _____ 台

2 防犯カメラ設置場所

番号	設置場所
1	
2	
3	

3 防犯カメラの設置事業完了日 平成 年 月 日

4 添付書類

- (1) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
- (2) 設置後の現況写真
- (3) 収支決算書(様式第10号)
- (4) 設置費用に係る領収証書その他収支の事実を証する書類又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

防犯カメラ設置事業収支決算書

1 収入額

(単位：円)

項目	金額	備考
合計		

2 支出額

(単位：円)

項目	金額	内訳 (カメラ1台ごと)		
		1台目	2台目	3台目
合計				

(様式第11号)

呉市 第 号
平成 年 月 日

団体名
代表者 様

呉市長 印

呉市防犯カメラ設置補助金額確定通知書

平成 年 月 日付で交付決定した呉市防犯カメラ設置補助金について、次のとおり
確定しましたのでお知らせします。

1 補助金の額 _____ 円

2 防犯カメラ設置台数 _____ 台

3 防犯カメラ設置場所

番号	設置場所
1	
2	
3	

呉市防犯カメラ設置補助金交付請求書兼委任状

年 月 日

呉市長様

住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____ 印

呉市防犯カメラ設置補助金額確定通知書にて確定した _____ 年度呉市防犯カメラ設置補助金を次のとおり請求します。

1 防犯カメラ台数 _____ 台

2 設置場所 _____

3 請求金額 _____ 金 _____ 円

4 振込先

振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 組 合							
口座番号	当座・普通							
口座名義人 (名義人として通帳に記載 されている自治会名や肩書 等も必ず記入してください)	ふりがな 名称							
	ふりがな 氏名							

5 委任状 (口座名義が代表者と異なる場合は口座名義人が記入し、押印してください。) 上記金額の受領を委任します。

区分	受任者	委任者印 (代表者印)
住所		
ふりがな 氏名	印	

※口座名義等が分かるよう、通帳の写しも添付してください。

呉市防犯カメラ設置補助金概算払請求書兼委任状

年 月 日

呉市長様

住所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____ 印

年 月 日付け呉市地指令第 号により交付決定を受けた 年度呉市防犯カメラ設置補助金について、概算払いを受けたいので次のとおり請求します。

1 防犯カメラ台数 _____ 台

2 設置場所 _____

3 請求金額 金 _____ 円

4 振込先

振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 組 合							
口座番号	当座・普通							
口座名義人 (名義人として通帳に記載 されている自治会名や肩書 等も必ず記入してください)	ふりがな 名称							
	ふりがな 氏名							

5 委任状（口座名義が代表者と異なる場合は口座名義人が記入し、押印してください。）
上記金額の受領を委任します。

区分	受任者	委任者印 (代表者印)
住所		
ふりがな 氏名	印	

※口座名義等が分かるよう、通帳の写しも添付してください。

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市防犯カメラ設置補助事業により自治会等が設置した防犯カメラの管理及び運用に関し、当該防犯カメラにより撮影される者のプライバシーその他の権利の保護を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 住民等の安全安心の確保及び犯罪の抑止を目的とし、不特定多数の者が利用する道路等の公共空間を撮影対象として特定の場所に常設される撮影装置で記録装置を備えているものをいう。
- (2) 個人情報映像 防犯カメラにより撮影された映像で特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 個人情報映像データ 保存(保有することを目的として記録媒体又は記録装置に電磁的記録で記録をすることをいう。以下同じ。)された個人情報映像に係る電磁的記録をいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置する者(以下「設置者」という。)は、防犯カメラの設置、利用並びに個人情報映像及び個人情報映像データ(以下「個人情報映像等」という。)の取扱いに関し、個人情報保護に関する法令を遵守し、適切な措置を講じるものとする。

(設置場所の所有者の承認等)

第4条 設置者は、当該設置場所の所有者(所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該使用する権利を有する者を含み、設置場所が公共施設である場合は、当該公共施設の管理者をいう。)の承認又は許可を得なければならない。

2 防犯カメラの設置について、道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合は、当該許可を受けなければならない。

(設置及び表示)

第5条 設置者は、防犯カメラの設置及び表示について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

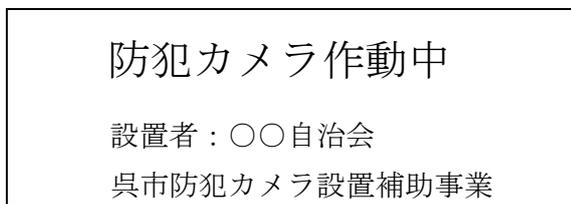
- (1) 撮影対象は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を継続して撮影することがないように配慮すること。
- (2) 設置場所付近の見えやすい場所に、次の事項を表示すること。
 - ア 「防犯カメラ作動中」等の防犯カメラを設置している旨
 - イ 設置者の名称
 - ウ 「呉市防犯カメラ設置補助事業」により設置した旨

(3) 表示の大きさの目安は次のとおりとすること。

ア 縦向きの場合 縦50～60cm × 横20～30cm程度

イ 横向きの場合 縦20～30cm × 横50～60cm程度

《 表示例 》



(管理及び運用)

第6条 設置者は、防犯カメラ及び個人情報映像等を適正に管理し、及び運用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者（以下「管理運用責任者」という。）を指定すること。

(2) 管理運用責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の適正な管理及び運用を行わなければならない。

(3) 管理運用責任者とは別に、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱いを行う担当者（以下「操作取扱者」という。）を指定すること。

(4) 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び映像の視聴を行ってはならない。

(5) 防犯カメラの操作及び映像の視聴は、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）以外の者が行うことはできない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合で、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

(個人情報映像データの適正な管理)

第7条 管理運用責任者等は、次のとおり個人情報映像データの適正な管理を行うものとする。

(1) 個人情報映像データを保管するときは、当該記録媒体及び映像記録装置を施錠することのできるキャビネット等に保管するなど、盗難及び紛失の防止のため、適切な措置を講じること。

(2) 個人情報映像データの保存期間は、7日間以上30日間以内とすること。

(3) 保存期間を経過した個人情報映像データは、当該データの消去又は記録媒体の破砕により当該個人情報映像データを復元できないよう適切に処理を行うこと。

(4) 個人情報映像データの取扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わないこと。

(5) 個人情報映像データを保存する場合は、当該データを加工しないこと。

(個人情報映像データの提供の制限)

第8条 設置者は、本人から当該本人であると明らかに認められる個人情報映像データの開示を請求された場合を除き、個人情報映像データを他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理運用責任者は、提供の必要性を十分に考慮した上で提供することができる。

- (1) 法令（条例を含む。）の規定に基づく場合
- (2) 個人の生命，身体又は財産の保護のため，緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 捜査機関から，犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合

2 前項の規定により画像を提供した場合は，次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

- (1) 提供日
- (2) 提供先
- (3) 利用目的
- (4) 提供する画像の内容

（秘密の保持）

第9条 設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は，個人情報映像等及びこれから知り得た個人に関する情報をむやみに外部に漏らし，又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

（苦情等の対応）

第10条 設置者等は，防犯カメラの設置，管理及び運用に関する苦情，問合せ，事故等について，誠実かつ迅速に対応すること。

（取扱いの周知徹底）

第11条 設置者は，管理運用責任者等及び地域住民に対して，本要領及び各団体の管理運用規程に掲げる個人情報映像等の取扱いの周知徹底を図るなど適正な指導等を行うものとする。

（管理運用規程の作成）

第12条 防犯カメラの設置者は，本要領に基づき，次に掲げる事項を規定した防犯カメラ管理運用規程を作成しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 設置者，管理運用責任者及び操作取扱者
- (3) 設置場所及び撮影範囲
- (4) 管理及び運用
- (5) 個人情報映像データの適正な管理
- (6) 個人情報映像データの提供の制限
- (7) 秘密の保持
- (8) 苦情等の対応
- (9) 取扱いの周知徹底

付 則

この要領は，平成27年4月1日から実施する。

防犯カメラ画像活用記録

1 提供日 平成 年 月 日 ()

2 提供先 名称 _____

電話番号 _____

3 利用目的

4 提供する画像の内容 (日時等具体的に)

〇〇自治会防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、住民の安全安心の確保及び犯罪の抑止を目的として〇〇自治会が設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の適正な管理及び運用を図るため、必要な事項を定める。

(設置者、管理運用責任者及び操作取扱者)

第2条 防犯カメラの設置者（以下「設置者」という。）は〇〇自治会とし、管理運用責任者及び操作取扱者（以下「管理運用責任者等」という。）を次のとおり指定する。

- (1) 管理運用責任者は〇〇〇〇とする。
- (2) 操作取扱者は〇〇〇〇とする。

(設置場所及び撮影範囲)

第3条 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は別紙のとおりとする。

(管理及び運用)

第4条 設置者は、防犯カメラ、個人情報映像（防犯カメラにより撮影された映像で特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）及び個人情報映像データ（保存された個人情報映像に係る電磁的記録をいう。以下同じ。）（以下「個人情報映像等」という。）を適正に管理し、及び運用するため、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 管理運用責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (2) 操作取扱者は、防犯カメラの操作及び個人情報映像等の取扱いを担当する。
- (3) 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下以外で防犯カメラの操作及び映像の視聴を行ってはならない。
- (4) 防犯カメラの操作及び映像の視聴は、管理運用責任者等以外の者が行うことはできない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合で、管理運用責任者の了解を得た場合はこの限りではない。

(個人情報映像データの適正な管理)

第5条 管理運用責任者等は、次のとおり個人情報映像データの適正な管理を行うものとする。

- (1) 個人情報映像データを保管するときは、当該記録媒体及び映像記録装置を施錠することのできるキャビネット等に保管するなど、盗難及び紛失の防止のため、適切な措置を講じること。
- (2) 個人情報映像データの保存期間は、7日間以上30日間以内とすること。
- (3) 保存期間を経過した個人情報映像データは、当該データの消去又は記録媒体の破砕により当該個人情報映像データを復元できないよう適切に処理を行うこと。
- (4) 個人情報映像データの取扱いは、管理運用責任者等以外の者は行わないこと。

(5) 個人情報映像データを保存する場合は、当該データを加工しないこと。

(個人情報映像データの提供の制限)

第6条 設置者は、本人から当該本人であると明らかに認められる個人情報映像データの開示を請求された場合を除き、個人情報映像データを他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理運用責任者は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができる。

(1) 法令（条例を含む。）の規定に基づく場合

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(3) 捜査機関から、犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合

2 前項の規定により画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存しておかなければならない。

(1) 提供日

(2) 提供先

(3) 利用目的

(4) 提供する画像の内容

(秘密の保持)

第7条 設置者及び管理運用責任者等（以下「設置者等」という。）は、個人情報映像等及びこれから知り得た個人に関する情報をむやみに外部に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

(苦情等の対応)

第8条 設置者等は、防犯カメラの設置、管理及び運用に関する苦情、問合せ、事故等について、誠実かつ迅速に対応すること。

(取扱いの周知徹底)

第9条 設置者は、管理運用責任者等及び地域住民に対して、呉市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領及び本規程に掲げる個人情報映像等の取扱いの周知徹底を図るなど適正な指導等を行うものとする。

(その他)

第10条 この規程の改定等をするときは〇〇自治会〇〇会議で行う。

付 則

この規程は、平成 年 月 日から実施する。